

鹿屋市新規就農者就農支援事業（市単独）の概要

目的

鹿屋市における農業（耕種）の担い手を育成するため、新たに就農しようとする者に対し、就農のための農業研修に必要な生活資金や就農開始時に必要とする経費の一部を助成することにより、円滑な就農を促進する。

申請要件

- ①鹿屋市内に居住し、中核的農業者となり得る者、②年齢18歳以上50歳未満で就農意欲が高いと市長が認める者
- ③研修終了後直ちに農業に5年以上従事する者、④鹿屋市が推進する各種農業施策に協力的な者、⑤市税の滞納がない者

内容

①農業研修資金

新規就農者が、市長が適当と認めた生産組織等で行う就農のための農業研修時に必要な生活資金を助成（最長1年間）

- 単身者 月額15万円以内（年間180万円）
- 夫婦 月額20万円以内（年間240万円）

②就農開始資金

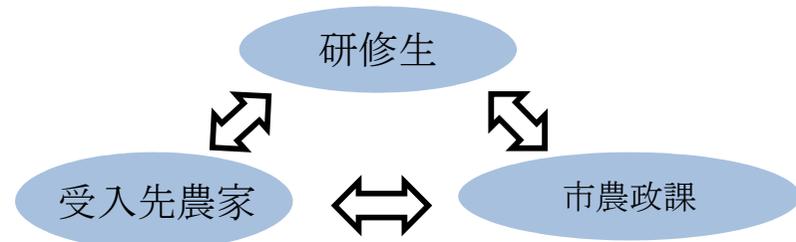
新規就農者が上記の農業研修を終了後、就農する際に必要な経費の一部を助成（研修終了後1年以内）

- 50万円以内（1回限り）

研修イメージ



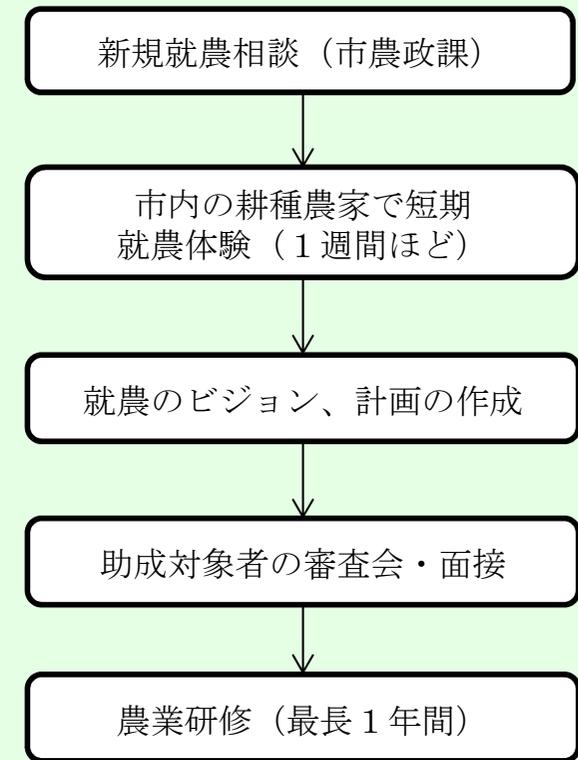
- ・受入先農家で農業研修（最長1年間）
- ・研修結果を毎月、市農政課に報告



- ・栽培技術や経営管理等を研修生に指導
- ・市農政課と情報共有

- ・研修生に研修資金の助成
- ・受入農家への謝金交付
- ・受入先農家と情報共有

新規就農相談から研修開始までの流れ



※相談から研修開始までにかかる期間は、個人によって異なります。詳しくは、市農政課（TEL:0994-31-1183）にご相談下さい。